

宮崎市が行う

企業支援制度集 2023

令和 5 年 5 月
宮 崎 市

目次

頁	事業名	支援内容				対象業種	概要	担当課・係 連絡先
		補・ 助出 資金	セ・ ミナ ー 研 修	支 援 等 に 基 づ く 法 律 ・ 条 令	そ の 他			
1	宮崎ブーゲンビリア空港 国際航空貨物輸出支援事業	●				全業種	宮崎空港を利用して輸出を行う市内荷主事業者に対し、輸出にかかる諸手数料及び貨物量1kgあたり30円を補助します。	都市戦略課 交通物流政策室 0985-40-1961
2	個人番号カード交付事業				●	全業種	原則5名以上の申請希望者のいる団体を対象に、市職員が職場などに出張して、マイナンバーカードの申請からお受け取りまでのお手伝いをします。	情報政策課 マイナンバー カード推進室 0985-51-1230 (10:00～18:30)
3	ジェンダー平等啓発・ ワークライフバランス 推進事業		●			全業種	性別にかかわらずあらゆる分野で活躍でき、多様な生き方が選択できる社会づくりのため、ジェンダー平等の啓発及びワークライフバランス（仕事と生活の調和）を考え、多様な働き方を積極的に支援する管理職養成講座（実費負担あり）を実施します。	文化・市民活動課 市民活動・男女 共同参画係 0985-21-1835
4	女性活躍推進応援 プロジェクト		●			全業種	女性リーダー人材の育成及びネットワーク形成のため、女性幹部職員やその候補者を対象に、女性リーダー研修（女性活躍推進応援セミナー）を実施します。	文化・市民活動課 市民活動・男女 共同参画係 0985-21-1835
5	みやざきエコアクション 認証制度事業				●	全業種	ISO14001など既存の環境マネジメントシステムを簡素化した本市独自の規格に基づき、環境にやさしい事業活動に継続的に取り組む事業者を認証・登録し、認証事業者の環境へ配慮した取組を無料でサポートします。	環境政策課 環境企画係 0985-21-1761
6	障がい福祉サービス等 継続支援事業	●				福祉	新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、通常とは異なる形でのサービス提供等によりサービスを継続する障がい福祉サービス等事業所を支援するため、かかり増しで発生する経費等を助成します。	障がい福祉課 審査給付係 0985-42-6442

目次

頁	事業名	支援内容				対象業種	概要	担当課・係 連絡先
		補・ 助出 資金	セ・ ミナ ー 研 修	支 援 等 に 基 づ く 法 律 ・ 条 令	そ の 他			
7	障がい福祉施設への抗原定性検査キット等配付事業				●	福祉	障がい福祉施設の継続的な運営とクラスター化防止を図るため、新型コロナウイルス感染症が発生した施設等に対して衛生用品等の配付を行い、施設職員等の継続的な出勤や早期復帰のほか、入所施設等の感染防止対策を支援します。	障がい福祉課 審査給付係 0985-42-6442
8	視覚障がい者鍼灸マッサージ業支援事業	●				福祉	視覚障がい者の鍼灸マッサージ業の新規開設及び開設後における施術用治療器の整備に要する費用の一部を助成します。	障がい福祉課 生活支援係 0985-21-1772
9	介護職員就業定着促進支援事業	●				福祉事業	介護職員初任者研修の資格を取得し、6ヶ月間介護職員等として就労した場合、初任者研修受講料を上限4万円補助します。	地域包括ケア 推進課 包括ケア企画係 0985-21-1773
10	シニア介護助手導入促進事業				●	福祉事業	働き方改革を推進する機関と連携し、介護サービス事業所等に対し、シニア介護助手を導入するための機能分化を支援します。 また、シニア介護助手の求人・求職に関しても、シニアや福祉分野を専門とする職業紹介機関等の周知を行い、支援します。	地域包括ケア 推進課 包括ケア企画係 0985-21-1773
11	新型コロナウイルス感染症対応力強化事業		●			高齢者施設等	高齢者施設等の職員の新型コロナウイルス感染症への対応力を強化するため、研修会等を実施します。	介護保険課 事業所支援係 0985-44-2804
12	高齢者施設への抗原定性検査キット等配付事業				●	高齢者施設等	新型コロナウイルス感染症が発生した施設等に対して衛生用品等の配付を行い、入所施設等の感染防止対策を支援します。	介護保険課 事業所支援係 0985-44-2804

目次

頁	事業名	支援内容				対象業種	概要	担当課・係 連絡先
		補・ 助出 資	セ・ ミナ ー 研 修	法等支 援に基 づく 法律・ 条令	その他			
13	無料職業紹介事業			●		全業種	自立相談支援センターにおける就労支援の一環で「無料職業紹介事業」を実施。HWを介さずに同センターにて求人及び求職の申込を受け付け、求職者の希望する職種や勤務時間帯と求人者の求める人材像をマッチングさせ、雇用契約の成立をあっせんする。	社会福祉第一課 自立就労支援係 (自立相談支援センター) 0985-42-9239
14	みやざき縁結び応援事業	●				イベント業 旅行業 ブライダル業等	宮崎市に住む20～30代の独身者のために体験型のお見合いイベントを主催する民間事業者・団体の皆様に、経費の一部を助成する事業です。	子育て支援課 0985-21-1765
15	産科・小児科等医療機関開設等支援事業	●				医療	分娩を取り扱う有床の産科等や小児科を主たる診療科とする医療機関を将来にわたって確保するため、産科・小児科等の医療機関の整備等（新規開設や親族及び第三者による継承に係る既存施設の増築等）に係る費用の一部を助成します。 【補助率】補助対象経費の2分の1以内 (上限額：1,000万円/件)	保健医療課 医療政策推進室 0985-29-4111
16	骨髄等移植ドナー支援事業	●				全業種	骨髄等移植の推進を図るため、骨髄等の提供者（ドナー）となった市民と、骨髄等を提供した日から、その提供者を引き続き雇用している事業所に対し、奨励金を交付します。交付金額は提供者1日2万円、事業所1日1万円。いずれも骨髄等提供のための通院及び入院に要した日数で上限7日です。	健康支援課 療養支援係 0985-29-5286
17	宮崎の豊かな食材輸出支援事業	●				農業 林業 漁業	宮崎市内で生産、水揚げされた農林水産物及びそれらを原料とする加工品の輸出に取り組む事業者に対し、輸出先の調査及び輸出準備や輸送費等の輸出に要する費用の一部を助成します。 【補助率】補助対象となる経費の1/2以内 (海外市場調査)：上限額100千円/件 (農産物等の海外輸出：上限額200千円/件)	農政企画課 企画係 0985-21-1785
18	宮崎市産農林水産物活用商品認定事業	●				農業 林業 漁業	宮崎市内の農林漁業者及び宮崎市産農林水産物を加工する製造業者に対し、新商品の開発及び既存商品のブラッシュアップに要する費用の一部を助成します。 【補助率】補助対象となる経費の1/2以内 (上限額400千円/件)	農政企画課 企画係 0985-21-1785

目次

頁	事業名	支援内容				対象業種	概要	担当課・係 連絡先
		補・ 助出 資金	セ・ ミナ ー 研 修	支 援 等 に 基 づ く 法 律 ・ 条 令	そ の 他			
19	農業労働力確保支援事業	●				農業	<p>収穫時期等の繁忙期や規模拡大に合わせた労働力確保のため、求人を行う農業者に対して、広告掲載費用の一部を助成します。 【補助率】1/2以内（補助金額の上限は3万円）</p>	農政企画課 担い手対策係 0985-21-1785
20	アスベスト関連補助事業	●				全業種	<p>一定規模以上の民間建築物に、吹付アスベスト等が使用されていないかどうかを把握するための分析調査費用を助成します。（上限額25万円） 吹付アスベスト等使用建築物の吹付アスベスト等除去等費用を助成します。（上限額300万円）</p>	建築行政課 環境建築係 0985-21-1813
21	民間特定建築物耐震診断補助事業	●				全業種	<p>一定規模以上で多数の者が利用する用途の特定既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性が明らかでない建築物）等の所有者が行う耐震診断に要する費用の一部を助成します。（上限額250万円）</p>	建築行政課 安全推進係 0985-21-1813
22	「未来を拓く」キャリア教育推進事業				●	全業種	<p>本市の小中学校におけるキャリア教育の授業の中で、出前授業等の協力が可能な企業を必要としています。児童生徒が様々な職業を知り、働く意義を学び体験する内容です。企業の魅力発信も兼ねてCSRの一環として協力してくださる企業と学校の橋渡しを行います。</p>	学校教育課 教育指導係 0985-85-1825
23	中小企業定例相談事業	●				全業種	<p>宮崎商工会議所が中小企業者を対象に実施する無料定例相談会の弁護士報酬費の一部を補助します。</p>	産業政策課 産業支援係 0985-21-1792
24	創業者チャレンジ支援補助事業	●				<p>全業種 ※但し、農業・林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）・漁業・金融・保険業（保健媒介代理業及び保険サービス業を除く）</p>	<p>宮崎市内で創業を予定している者又は創業後3年未満の者に対し、創業に要する費用の一部を補助します。</p>	産業政策課 産業支援係 0985-21-1792

目次

頁	事業名	支援内容				対象業種	概要	担当課・係 連絡先
		補・ 助出 資金	セ ミ ナ ー ・ 研 修	支 援 等 に 基 づ く 法 律 ・ 条 令	そ の 他			
25	事業バトンタッチ支援事業	●				全業種 ※但し、農業・林業 (素材生産業及び素 材生産サービス業を 除く)・漁業・金 融・保険業(保健媒 介代理業及び保険 サービス業を除く)	事業承継(M&A)を実施しようとする側及び譲り受ける側双方に対し費用の一部を助成します。	産業政策課 産業支援係 0985-21-1792
26	中小企業信用保証料 助成事業	●				全業種 ※但し、農業・林業 (素材生産業及び素 材生産サービス業を 除く)・漁業・金 融・保険業(保健媒 介代理業及び保険 サービス業を除く)	宮崎市中小企業融資制度により融資を受けた宮崎市内の中小企業者を対象に、宮崎県信用保証協会に支払う信用保証料の一部もしくは全額(保証料相当額)を補助します。	産業政策課 産業支援係 0985-21-1792
27	中小企業等経営強化法による償却資産に係る固定資産税の特例措置			●		全業種	中小企業が、本市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき導入する設備等の固定資産税を、一定期間軽減します。	産業政策課 産業支援係 0985-21-1792
28	認定職業訓練助成事業	●				建設業	優れた熟練技能を次世代へ継承するため、職業訓練法人宮崎職業訓練協会が宮崎高等技術専門学校で行う長期課程の職業訓練を受けさせた事業主に対し、企業者負担金の一部を助成します。	企業立地推進課 雇用対策係 0985-21-1793
29	20do若者ワークライフ 推進事業					全業種	自社の魅力やしごと、OB・OGの声などを若者に発信し、企業と若者を結ぶ情報サイト「20do企業図鑑」の運営を行っており、掲載企業を随時募集しています。	企業立地推進課 雇用対策係 0985-21-1793
30	若者ステップアップ・定着 支援事業		●			全業種	市内企業に勤める新人・若手社員を対象に、前向きに働くことができるためのスキル向上や社外ネットワークづくりを目的とする研修会や、企業向けに、若者の人材育成に関するセミナーを開催します。	企業立地推進課 雇用対策係 0985-21-1793

目次

頁	事業名	支援内容				対象業種	概要	担当課・係 連絡先
		補・ 助出 資	セ ミ ナ ー ・ 研 修	支 援 等 に 基 づ く 法 律 ・ 条 令	そ の 他			
31	企業における女性活躍推進事業		●		●	全業種	女性等が働きやすい就労環境の整備を希望する市内企業に、人事コンサルタント等の専門家を派遣し、女性の活躍等に配慮した取組の導入により、雇用の確保につなげます。	企業立地推進課 雇用対策係 0985-21-1793
32	みやざきデジタル人材育成 草の根支援事業	●				市内のIT企業 または教育機関	IT企業と教育機関が連携して実施する、実践的なITスキル等を習得するための取組にかかる経費の一部を助成します。	企業立地推進課 雇用対策係 0985-21-1793
33	企業成長のための人材育成 支援事業（中小企業大学校 派遣補助金）	●				製造業	市内の製造業を営む中小企業者が役員又は従業員を中小企業大学校で実施される研修に派遣する際の受講料の一部を補助します。	企業立地推進課 雇用対策係 0985-21-1793
34	バングラデシュIT技術者 雇用促進事業	●	●			全業種	市内企業の事業拡大や新たな企業の立地を促進し、良質な雇用の場を創出するため、本市が取り組む産学官連携プロジェクト「宮崎ーバングラデシュ・スタイル」により市内企業がバングラデシュIT技術者を雇用した場合、採用経費等の一部を補助します。 また、バングラデシュIT技術者にセミナー等を実施し、本市定着を支援します。	企業立地推進課 雇用対策係 0985-21-1793
35	企業立地奨励金交付事業	●				製造業 情報通信等 流通関連業等	事業所の新設・増設・移設の際、新規雇用者数や投資額の交付要件に該当した場合に対応した助成金を支給します。	企業立地推進課 誘致推進係 0985-21-1793
36	地域未来投資促進法に基づ いて設置される適用対象施 設の固定資産税の課税免除			●		全業種	宮崎県に対して、地域未来投資促進法に基づく基本計画に沿った地域経済牽引事業計画申請を行い、承認を受けた場合、対象資産の固定資産税を3年間軽減します。	企業立地推進課 誘致推進係 0985-21-1793

目次

頁	事業名	支援内容				対象業種	概要	担当課・係 連絡先
		補・ 助出 資金	セ・ ミナ ー	研 修	支 援 等 に 基 づ く 法 律 ・ 条 令			
37	地方での本社機能の移転・ 拡充に係る固定資産税の 不均一課税			●		全業種	認定地方活力向上地域特定業務施設 整備計画に基づき導入する設備に係る 固定資産税を、3年間軽減します。	企業立地推進課 誘致推進係 0985-21-1793

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ 宮崎ブーゲンビリア空港国際航空貨物輸出支援事業 ◆◆

宮崎空港を利用して輸出を行う市内荷主事業所に対し、輸出にかかる諸手数料および、貨物量 1kg あたり 30 円を補助します【1 企業あたり最大 50 万円】。

◆ 対象者

次の（１）～（２）をすべて満たす事業者が対象です。

- （１）宮崎市内に事業所（本社又は支店・営業所）を有して事業を営んでいる事業者で、宮崎市税を完納していること。
- （２）暴力団関係者がいないこと。

◆ 補助額

輸出にかかる下記手数料項目額および貨物量 1 kg あたり 3 0 円（最大 5 0 万円）。

区分	内容	補助額
補助の対象となる貨物	宮崎空港を利用して輸出する貨物 （但し、1 輸送あたり 1 kg 以上の貨物とする）	30円/kg
補助の対象となる手数料項目	①輸出通関料 ②取扱料（代理店取扱手数料・通関業者取扱料） ③検疫取扱料（検疫申請手数料） ④上屋料&ターミナル料 ⑤航空貨物運送状（AWB）作成料 ⑥インボイス作成料 ⑦代理店保安対策料 ⑧集荷料 ⑨爆発物検査料	左記手数料の合計額 （上限15,000円）

◆ その他

※令和 6 年 3 月上旬まで随時受付。予算額に達し次第締め切ります。

※詳しくは、宮崎市ホームページをご覧ください。

宮崎市 国際貨物輸出 検索

「宮崎市 国際貨物輸出」
で検索！

お問合せ先
 総合政策部 都市戦略局 都市戦略課
 電話：0985-40-1961 FAX：0985-29-6547
 E-mail：01tosisen@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ 個人番号カード交付事業 ◆◆



市職員が職場などに出張して、マイナンバーカードの申請からお受け取りまでのお手伝いをします（無料）。

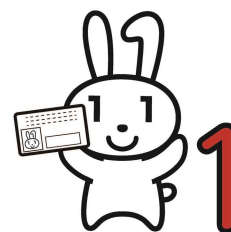
◆ メリット

一度も窓口（市役所など）に行かずに、職場などで申請し、郵送（本人限定受取郵便や書留郵便）でカードを受け取ることができます。

※カードの申請から受取りまで2か月程度の期間を要しますのでご了承ください。

◆ 申込条件

- 宮崎市内に事業所等を有する企業・地域団体等であること。
- 宮崎市に住民登録のある申請希望者が概ね5名以上いること。
- 申込者において、会場及び机・椅子等の備品を準備可能なこと。



◆ 申込方法

ホームページにて公開している専用フォームに必要事項を入力してください。

入力後、担当者から日時調整や申請希望者の名簿、当日お持ちいただく必要書類や注意事項等を連絡します。

◆ 留意事項

ご家族の方の申請をご希望の方は、当日申請者ご本人様に会場にお越しいただきます。

紛失等の理由で再交付をご希望の方は、受け付けできません。

その他詳細や専用フォームは、下記ホームページをご確認ください。

<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/life/juki/bulk/294489.html>



【お問合せ先】

総務部 情報政策課 マイナンバーカード推進室

電話：0985-51-1230（10:00～18:30） FAX：0985-51-1250

E-mail：03myna@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	----------------	------------------	-----

◆◆ ジェンダー平等啓発・ワークライフバランス推進講座 ◆◆

性別にかかわらずあらゆる分野で活躍でき、多様な生き方が選択できる社会づくりのため、ジェンダー平等の啓発及びワークライフバランス（仕事と生活の調和）の推進を図るため、管理職養成講座を実施します。

◆対象者

ジェンダー平等の啓発やワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を取り入れた取組を社内を実施する企業の管理職等。

※宮崎市、国富町、綾町に本店または支店のある企業が対象です。

◆開催時期

年2回（開催時期は文化・市民活動課にお問い合わせください）

◆実施負担

受講料 1,000 円

◆受講後について

受講後は、宮崎市ワークライフバランス企業同盟に加盟していただくことを推奨しております。

宮崎市ワークライフバランス企業同盟に加盟した場合、ジェンダー平等の啓発やワークライフバランスの視点に立った社内取組について、同盟企業と共に情報共有及び意見交換を行い、社員にとって働きやすい職場になることで、企業のイメージアップひいては業績アップにつながることを期待されます。

お問合せ先

地域振興部 文化・市民活動課 市民活動・男女共同参画係

電話：0985-21-1835 FAX：0985-20-1564

E-mail: 45taiiku@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	----------------	------------------	-----

◆◆ 女性活躍推進応援プロジェクト ◆◆

女性リーダー人材の育成及びネットワークの構築のため、女性リーダー研修を実施します。

◆対象者

市内の事業所に勤務する女性幹部職員やその候補者（全日程参加可能な方）

◆開催時期

年4回（開催時期は市ホームページをご覧ください）

◆定員

20名

◆内容

- ・外部研修講師による、DX・デジタル化、働き方改革、新しい価値観（トレンド）などの知見習得に資する研修（2回／4回）
- ・宮崎市内の女性経営者（管理職）など身近な女性リーダーによる講話、グループディスカッションやワークショップなど（2回／4回）
- ・参加者同士が研修後も交流しやすいよう、ネットワークの形成。

お問合せ先

地域振興部 文化・市民活動課 市民活動・男女共同参画係

電話：0985-21-1835 FAX：0985-20-1564

E-mail：45taiiku@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ みやざきエコアクション認証制度事業 ◆◆

ISO14001など既存の環境マネジメントシステムを簡素化した本市独自の規格に基づき、環境配慮事項の見える化や従業員の環境意識の向上など、環境にやさしい事業活動に継続的に取り組む事業者を認証・登録し、取組を無料でサポートします。

◆ 対象者

- 所在地が宮崎市内のすべての事業者
特に、以下のような事業者さんにお勧めです。
- ・ 経費節減の新たな取組を模索している
 - ・ 従業員の環境意識の向上を考えている
 - ・ ISO の認証を将来的に検討している



みやざきエコアクション
認証制度「認証マーク」

◆ 認証・登録のメリット

- ①CO₂もコストも削減、利益と会社のイメージアップ！
- ②認証マークは名刺や印刷物に表示が可能！
- ③「環境に優しい優良事業者」として市のホームページに掲載！
- ④専門家からのアドバイスを定期的に受けられる！
- ⑤建設工事に係る競争入札時、加点あり！
- ⑥システムの構築支援、認証・登録にかかる費用はすべて無料！

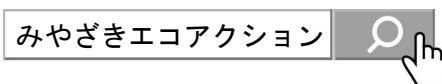
◆ 認証事業者

累 計 206 事業者（令和 5 年 3 月 31 日時点）

◆ その他

取組を検討される場合は、お気軽にご相談ください。

＼宮崎市ホームページにも取組事業者や詳細について掲載しています／



お問合せ先
環境部 環境政策課 環境企画係
電話：0985-21-1761 FAX：0985-22-0405
E-mail：09seisaku@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ 障がい福祉サービス等継続支援事業 ◆◆

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、通常とは異なる形でのサービス提供等によりサービスを継続する障がい福祉サービス等事業所を支援するため、かかり増しで発生する経費等を助成します。

◆対象者

新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した障がい福祉サービス施設・事業所等であり、補助の申請時点で、宮崎市より障がい福祉サービス事業所として指定を受けている障がい福祉サービス事業者又はその連携先の者

◆補助の対象となるもの

1. 感染者や濃厚接触者が発生した障がい福祉サービス施設・事業所等において、施設・事業所の消毒や清掃に要する費用等、サービス提供の継続に必要な経費。
2. 感染者や濃厚接触者が発生した障がい福祉サービス施設・事業所等の利用者を受け入れるために必要な人員確保のための職業紹介料や施設・事業所等に応援職員を派遣するために必要な旅費・宿泊費等、協力する施設・事業所等において必要な経費。

ただし、障がい福祉サービス報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものを除く

◆補助額

補助対象となる経費の2/3国、1/3市

(障がい福祉サービス等事業所ごとの基準単価と補助対象経費の実支出額のいずれか少ない額とする)

お問合せ先
 福祉部 障がい福祉課 審査給付係
 電話：0985-42-6442 FAX：0985-21-1776
 E-mail：10syogai@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ 障がい福祉施設への抗原定性検査キット等配付事業 ◆◆

障がい福祉施設の継続的な運営とクラスター化防止を図るため、新型コロナウイルス感染症が発生した施設等に対して衛生用品等の配付を行い、施設職員等の継続的な出勤や早期復帰のほか、入所施設等の感染防止対策を支援します。

◆対象

新型コロナウイルス感染症が発生した障がい福祉施設

◆配付物品

- 1 職員の出勤や復帰を判断するための、抗原定性検査キット
- 2 入所施設で運営を継続するために必要な衛生用品
 - (1) 抗原検査キット
 - (2) 防護服
 - (3) N95マスク
 - (4) フェイスシールド
 - (5) 手袋 等

お問合せ先

福祉部 障がい福祉課 審査給付係

電話：0985-42-6442 FAX：0985-21-1776

E-mail：10syogai@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ 視覚障がい者鍼灸マッサージ業支援事業 ◆◆

視覚障がい者の鍼灸マッサージ業の新規開設及び開設後における施術用治療器の整備に要する費用の一部を助成します。

1 対象者

宮崎市に住所を有し、市内において事業を行う者で、次の（１）～（３）のいずれにも該当する者。

- （１）身体障がい者手帳の交付を受けている者で、視覚障がいの記載がある者。
- （２）あんま・マッサージ・はり・きゅうの免許証を所持している所得税非課税世帯に属している者。
- （３）暴力団関係者でない者。

2 補助の対象

新規開設または開設後に直接必要と認められる施術用治療器の整備に要する費用。（消耗品は除く）

ただし、補助の対象となるのは、新規開設の場合は１回のみ。開設後の整備については、前回の補助決定日より６年経過しているもの。

3 補助額

- （１）新規開設 上限 30 万円
- （２）開設後の整備 上限 10 万円

お問合せ先
 福祉部 障がい福祉課 生活支援係
 電話：0985-21-1772 FAX：0985-21-1776
 E-mail：10syogai@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ 介護職員就業定着促進支援事業 ◆◆

介護人材の確保及び育成を図るため、介護職員初任者研修課程を修了し、介護サービス事業所等に就労した場合、受講料を補助します。
 ※資格取得後の就労を通じて介護サービス事業所等の人材確保を支援します。

◆ 対象者

次の（１）～（７）を申込時点においてすべて満たす方が対象です。

- （１） 市内に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者
- （２） 介護職員初任者研修に受講申込し、受講を開始していない者
- （３） 研修課程の修了者と同等以上の資格を有していない、またはその研修課程修了のため既に学校等に在籍していない者
- （４） 本市において市税等の滞納がない者
- （５） 本市において介護保険料の滞納がない者
- （６） 宮崎市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない者

◆ 補助の要件

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- （１） 本事業に申請した研修課程を６か月以内に修了すること。
- （２） 研修課程修了後、１か月を経過する日までに市内に所在する介護サービス事業所等において介護職員等として就労し、かつ６か月以上継続して就労すること。
- （３） 研修課程修了までに受講料の全額を支払い、かつ就労先等から受講料の助成等を受けていないこと。但し、本市が補助する金額と受講料との差額については助成等を受けても構わない。

◆ 補助金の額

受講者が負担した受講料又は上限４万円のうち、いずれか低い額とする。

（但し、補講にかかる費用や研修会場までの交通費、食費等は含まない。）

お問合せ先
 福祉部 地域包括ケア推進課 包括ケア企画係
 電話：0985-21-1773 FAX：0985-31-6337
 E-mail：10houkatu@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等に基づく支援	その他
--------	---------	--------------	-----

◆◆ シニア介護助手導入促進事業 ◆◆

介護サービス事業所等に対し、業務改善を専門に行うコンサルティング業の事業者等からシニア介護助手を導入するための機能分化に関する支援が受けられることを周知します。また、シニア介護助手の求人・求職に関しても、シニアや福祉分野を専門とする職業紹介機関等の周知を行い、支援します。

◆対象となる介護サービス事業所等

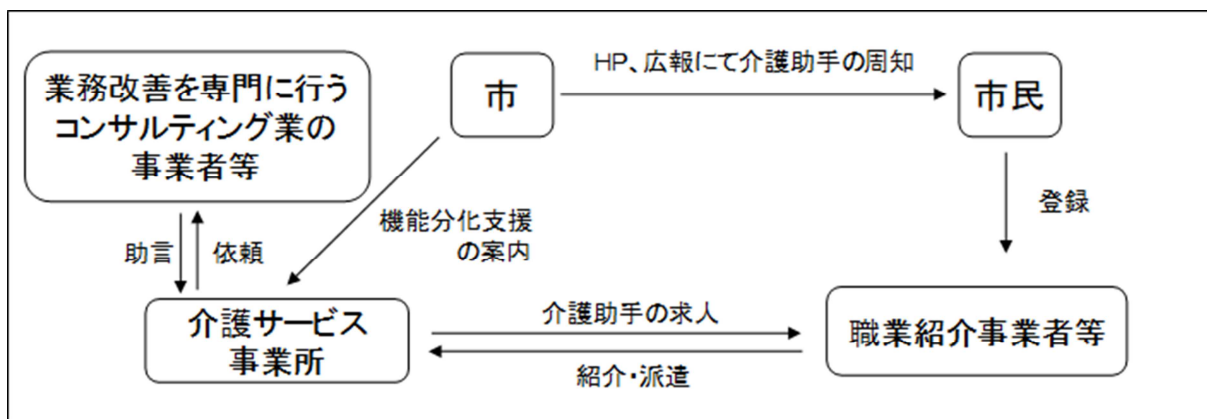
通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

◆介護助手とは

介護助手とは、介護サービス事業所等において、身体介護を除く介護の周辺業務（例：洗濯物たたみ、配膳・下膳、清掃等）を担う職種をいう。

本市では、介護助手のうち、概ね60歳以上の者を「シニア介護助手」としている。

◆事業のイメージ図



お問合せ先
 福祉部 地域包括ケア推進課 包括ケア企画係
 電話：0985-21-1773 FAX：0985-31-6337
 E-mail：10houkatu@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	----------------	------------------	-----

◆◆ 新型コロナウイルス感染症対応力強化事業 ◆◆

高齢者施設等の職員の新型コロナウイルス感染症への対応力を強化するため、研修会等を実施します。

◆対象 高齢者施設等

◆内容

1 感染症対策研修等の実施

高齢者施設等においては、新型コロナウイルス感染症に対する適切な感染防止対策を行った上でのサービス継続が求められているため、新型コロナウイルス感染症の予防対策（手指衛生、個人防護具着脱方法など）に関する研修会を開催します。

2 感染症対策等に関する相談支援

入所者及び施設職員等が感染した際やクラスター発生時に感染拡大を防止するためのゾーニングや感染管理、入所者等の健康観察を行うため、電話やリモートでのオンライン相談に応じます。

また、必要に応じて、感染管理認定看護師等の専門家が直接施設に出向き相談・助言をします。

お問合せ先

福祉部 介護保険課 事業所支援係

電話：0985-44-2804 FAX：0985-31-6337

E-mail：10kaigo@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ 高齢者施設への抗原定性検査キット等配付事業 ◆◆

高齢者施設の継続的な運営とクラスター化防止を図るため、新型コロナウイルス感染症が発生した施設等に対して衛生用品等の配付を行い、施設職員等の継続的な出勤や早期復帰のほか、入所施設等の感染防止対策を支援します。

◆対象

新型コロナウイルス感染症が発生した高齢者施設等

◆配付物品

- 1 職員の出勤や復帰を判断するための、抗原定性検査キット
- 2 入所施設で運営を継続するために必要な衛生用品
 - (1) 抗原検査キット
 - (2) 防護服
 - (3) N95マスク
 - (4) フェイスシールド
 - (5) 手袋 等

お問合せ先

福祉部 介護保険課 事業所支援係

電話：0985-44-2804 FAX：0985-31-6337

E-mail：10kaigo@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ 無料職業紹介事業 ◆◆

ハローワークを介さずに、求人及び求職の申込みを受け付け、求職者の希望する職種や勤務時間等と求人者の求める人材像をマッチングさせ、雇用関係の成立をあっせんします。

◆対象者

(求職者)・宮崎市自立相談支援センター「これから」相談者(※)
・生活保護受給者

(※)宮崎市自立相談支援センター「これから」では、経済的理由を中心に生活に困っている方の相談・支援を行っており、相談者の就労支援に取り組んでいます(就労支援員2人常駐)。支援を行うにあたり、相談者の生活状況や特性等も聞き取ったうえで就職活動をスタートします。

◆概要

事業所等の求人情報をハローワークを介さず、直接自立相談支援センターに提出します。提出された求人情報と当センターにて就労支援を受ける方とのマッチングを行います。就労支援員が求職者と求人者との間に立ち、求人者には求職者の人となりや職歴等を伝え、求職者には求人先の事業所の雰囲気や業務内容等を伝えていく等、双方とのやりとりを行うことで雇用のミスマッチを解消し、人手不足の解消や早期離職を防ぎます。

◆求人申込記載内容

- ①従事する業務の内容
- ②契約期間
- ③就業場所
- ④労働時間(始業・終業時間、時間外労働の有無、休憩時間、休日、裁量労働制が適用される場合はその旨を明示)
- ⑤賃金(賃金形態、基本給、諸手当、通勤手当、昇給関係、時間外・休日等割増賃金、固定残業代制を採用する場合は、算定基礎時間・金額、固定時間を超えた場合の割増額、固定残業代を除いた基本給の額等を明示する)
- ⑥社会・労働保険の加入状況
- ⑦求人企業等の名称
- ⑧試用期間の有無

お問合せ先

福祉部 社会福祉第一課 自立就労支援係(自立相談支援センター)

電話：0985-42-9239 FAX：0985-29-6733

E-mail：10jiritsu@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ みやざき縁結び応援事業 ◆◆

宮崎市に住む20～30代の独身者のために体験型のお見合いイベントを主催する民間事業者・団体の皆様に、経費の一部を助成する事業です。

◆対象事業者（団体）

- ・市内に本社、事業所、営業所、事務所等がある事業者
- ・市内に活動拠点がある団体

◆助成額

- ・【参加費補助】
参加者1人あたり5千円上限
 - ・【事業費補助】
10万円（上限）
- ※1事業者（団体）2回まで申請可能です。

◆企画いただくイベント内容

宮崎市の食やスポーツ、自然等の魅力を生かしたアウトドアやハンドメイド等の体験を通して、男女が交流を深めやすい出会いの場となるイベント。

※参加者から参加費を徴収することも可能です。

※参加者の飲食に係る費用は、補助対象外です。

お問合せ先
 子ども未来部 子育て支援課（少子化対策推進担当）
 電話：0985-21-1765 FAX：0985-27-0752
 E-mail：10jidou02@city.miyazaki.miyazaki.jp

◆◆ 産科・小児科等医療機関開設等支援事業 ◆◆

市民が安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進めるため、医師又は医療法人が、分娩を取り扱う医療機関や小児科を主たる診療科とする医療機関の整備等（新規開設、親族や第三者による継承、既存施設の増設等による診療体制の拡充）を行う場合に、それらに係る費用の一部を補助します。

◆対象事業及び交付条件

次の医療機関ごとに掲げる条件等をすべて満たすことが必要です。

1 産科等医療機関

- (1) 新たに分娩施設を有する産科等医療機関を開設する場合、既設の産科等医療機関を継承する場合のいずれかであること。
- (2) 産科等医療機関を継続して10年以上開業する見込みであること。
- (3) 分娩を取り扱う病床数が5床以上であること。
- (4) 補助金の交付決定を受けた日の翌日から起算して1年以内に産科等医療機関を開業すること。
- (5) 過去にこの補助金を活用した実績のない医師等が開設又は承継を行うものであること。

2 小児科等医療機関

- (1) 新たに小児科等医療機関を開設する場合、既設の小児科等医療機関を継承する場合、既設の小児科等医療機関を増設又は移設して新たに常勤の小児科医を1名以上確保して診療体制を拡充する場合のいずれかであること。
- (2) 小児科等医療機関を継続して10年以上開業する見込みであること。
- (3) 市が実施する在宅当番医制（小児科）及び夜間急病センター小児科における診療業務の当番に参加すること。
- (4) 補助金の交付決定を受けた日の翌日から起算して1年以内に小児科等医療機関を開業すること。
- (5) 過去にこの補助金を活用した実績のない医師等が開設又は承継を行うものであること。

◆補助対象経費

土地取得費、建物建設費、医療機器購入費など

◆補助額

補助対象経費の2分の1以内（上限1千万円）

お問合せ先

健康管理部 保健医療課 医療政策推進室

電話：0985-29-4111 FAX：0985-29-5208

E-mail：10soumu@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ 骨髄等移植ドナー支援事業 ◆◆

白血病などの血液疾患の治療に必要な骨髄・末梢血幹細胞の移植の推進及び骨髄等提供者と事業者の負担軽減を図るため、骨髄等の提供者（ドナー）となった市民と、その提供者を提供した日から、引き続き雇用している事業所に対し、奨励金を交付します。

◆ 対象者

次の要件をすべて満たす方および事業所

- ①骨髄等の提供を完了し、提供日に本市内に住所を有する提供者、又は、その提供者を提供した日から引き続き雇用している国内の事業所。ただし、国及び地方公共団体、独立行政法人、個人事業者を除く。
- ②他の自治体等が実施する同種同額の助成金・奨励金等を受けていないこと。ただし、民間医療保険の保険給付を除く。
- ③市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。
- ④宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団等との関係を有していないこと。

- ◆ 交付金額：提供者1日2万円、提供者が勤務している事業所1日1万円。
（骨髄等の提供のための通院及び入院に要した日数。上限7日。）

- ◆ 申請方法：骨髄等の提供に伴う入院をして退院した翌日から90日以内に、必要な書類を添えて申請をお願いします。郵送で提出される場合は、消印日が受付日となります。

※詳しくは、宮崎市ホームページをご覧ください。

お問合せ先

健康管理部 健康支援課 療養支援係

電話：0985-29-5286 FAX：0985-29-5208

E-mail：10zousin@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ 宮崎の豊かな食材輸出支援事業 ◆◆

宮崎市内で生産、水揚げされた農林水産物及びそれらを原料とする加工品の輸出に取り組む事業者に対し、輸出先の調査及び輸出準備や輸送費等の輸出に要する費用の一部を助成します。

	◆海外市場 調査研究支援	◆輸出取組支援
対象者	農林漁業者により構成された規約等の定めのある団体	<p>農産物等の輸出に取り組む事業者等のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>①漁業協同組合、森林組合、若しくは農林漁業者により構成された規約等の定めのある団体</p> <p>②農業法人又は法人設立を予定している農林漁業者</p> <p>③市内で生産、採取又は水揚げされた農林水産物を加工し販売する製造業者</p>
補助の対象となるもの	海外市場調査の取組に必要な次に掲げる経費のうち、謝金、旅費、負担金及びその他市長が特に必要と認める経費	<p>農産物等の海外輸出の取組に必要な次に掲げる経費のうち、謝金、旅費、需用費、役務費、原材料費、使用料、委託料、手数料及びその他市長が特に必要と認める経費</p> <p>①パッケージデザインの作成</p> <p>②広告宣伝資材の作製</p> <p>③販売促進に関する活動</p> <p>④国内外での展示商談会、催事等への出展</p> <p>⑤テスト輸出、輸送の実施</p> <p>⑥海外へのサンプル送付、残留農薬検査等の実施</p> <p>⑦輸出につながる認証の新規取得</p>
補助額 (補助対象経費の1/2以内)	補助上限 100千円	補助上限200千円

お問合せ先
 農政部 農政企画課 企画係
 電話：0985-21-1785 FAX：0985-44-0770
 E-mail：15nousei@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ 宮崎市産農林水産物活用商品認定事業 ◆◆

宮崎市が、本市産の農林水産物を活用した商品であることの認定を行い、農林漁業者の所得向上を図ります。また、新商品の開発等を行う方に対し、経費の一部を助成します！

【宮崎市産農林水産物活用商品認定事業】

◆対象者

宮崎市産農林水産物を加工する製造業者 等
※要件あり

◆認定商品の取扱い

- ・宮崎市が積極的に広報宣伝活動を行う。
- ・イベント、展示商談会等が催される場合に、認定事業者に出店案内を行う。 等

【宮崎市産農林水産物活用商品開発事業】

※宮崎市産農林水産物活用商品認定事業の補助金

◆対象者

宮崎市内の農林漁業者、宮崎市産農林水産物を加工する製造業者 等
※要件あり

◆補助の対象となるもの

新商品の開発及び既存商品のブラッシュアップに要する経費

◆補助額

補助対象となる経費の1/2以内（補助上限400千円）

お問合せ先
農政部 農政企画課 企画係
電話：0985-21-1785 FAX：0985-44-0770
E-mail：15nousei@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ 農業労働力確保支援事業 ◆◆

宮崎市内に在住し、市内で農業経営を行う認定農業者又は認定新規就農者に対し、有料職業紹介事業を活用するために必要な経費の一部を助成します。

◆対象者

宮崎市内に在住し、市内で農業経営を行う農業者で、以下に該当する者。

- ①認定農業者 ②認定新規就農者

◆補助の対象となるもの

収穫時期等の繁忙期や規模拡大に合わせた労働力を確保するため求人を行うもので、農業者が有料職業紹介事業を活用するために必要な経費。

◆補助額

補助対象となる経費の1／2以内（補助上限3万円）

お問合せ先

農政部 農政企画課 担い手対策係

電話：0985-21-1785 FAX：0985-44-0770

E-mail：15nousei@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ アスベスト関連補助事業 ◆◆

一定規模以上の民間建築物に、吹付けアスベスト等が使用されていないかどうかを把握するための分析調査費用及び吹付けアスベスト等使用建築物の吹付けアスベスト除去等費用を助成します。

- ◆ 対象者は、(1)～(4)をすべて満たす事業者
 - (1) 補助対象建築物の所有者等であること。
 - (2) 分析調査及び除去等に関し、他の補助金の交付を受けていないこと。
 - (3) 市税を滞納していないこと。
 - (4) 暴力団関係者でないこと。

- ◆ 対象建築物
 - (1) 分析調査費用補助の対象となるものは、建築物石綿含有建材調査者等が実施するもので、次の要件をすべて満たす建築物
 - ア 昭和31年から平成元年までに施工された民間建築物のうち、不特定多数の者が利用する集会場、ホテル、飲食店等の用途が含まれる建築物で、建築物全体の延べ面積が300㎡以上500㎡未満のもの
 - イ 昭和31年から平成元年までに施工された民間建築物のうち、建築物全体の延べ面積が500㎡以上1,000㎡未満のもの(共同住宅、住宅を除く。)
 - ウ 昭和31年から平成元年までに施工された民間建築物のうち、延べ面積が1,000㎡以上のもの

 - (2) アスベスト除去等補助の対象となるものは、建築物石綿含有建材調査者等が作業計画を作成し実施するもので、次の要件を満たす建築物
 - ア 吹付けアスベスト等が施工された建築物

- ◆ 補助額
 - 分析調査費用：補助の対象とする経費の10分の10以内の額(限度額25万円/棟)
 - 除却等費用：補助の対象とする経費の3分の2以内の額(限度額300万円/棟)

お問合せ先

都市整備部 建築行政課 環境建築係

電話：0985-21-1813 FAX：0985-21-1815

E-mail：30sidou@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ 民間特定建築物耐震診断補助事業 ◆◆

一定規模以上で多数の者が利用する用途の特定既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性が明らかでない建築物）等の所有者が行う耐震診断に要する費用の一部を助成します。

◆ 対象者

次の（１）～（３）をすべて満たす事業者

- （１）補助対象建築物の所有者、占有者または管理者等であること。
- （２）市税を滞納していないこと。
- （３）暴力団関係者でないこと。

◆ 補助の対象となるもの

本市の区域内に存する下記のいずれかに該当する建築物であって昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したもの

- （１）建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物

イ	幼稚園、保育所等	階数2及び床面積の合計	500㎡以上
ロ	老人ホーム、老人福祉センター等	階数2及び床面積の合計	1,000㎡以上
ハ	病院、劇場、集会場、事務所等	階数3及び床面積の合計	1,000㎡以上
ニ	体育館	階数1及び床面積の合計	1,000㎡以上
ホ	火薬類、石油類等の危険物であって一定数量以上の貯蔵場又は処理場		
ヘ	宮崎市耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物		

- （２）階数3以上かつ延べ床面積1,000㎡以上の共同住宅

◆ 補助額

耐震診断に要する費用（消費税相当額を除く。）と以下の面積ごとの単価を乗じた金額のいずれか小さいほうの金額の3分の2以内（限度額250万円/棟）

延べ床面積	単 価
1,000㎡以内の部分	3,670円/㎡
1,000㎡超～2,000㎡の部分	1,570円/㎡
2,000㎡超の部分	1,050円/㎡

お問合せ先

都市整備部 建築行政課 安全推進係

電話：0985-21-1813 FAX：0985-21-1815

E-mail：30sidou@city.miyazaki.miyazaki.jp

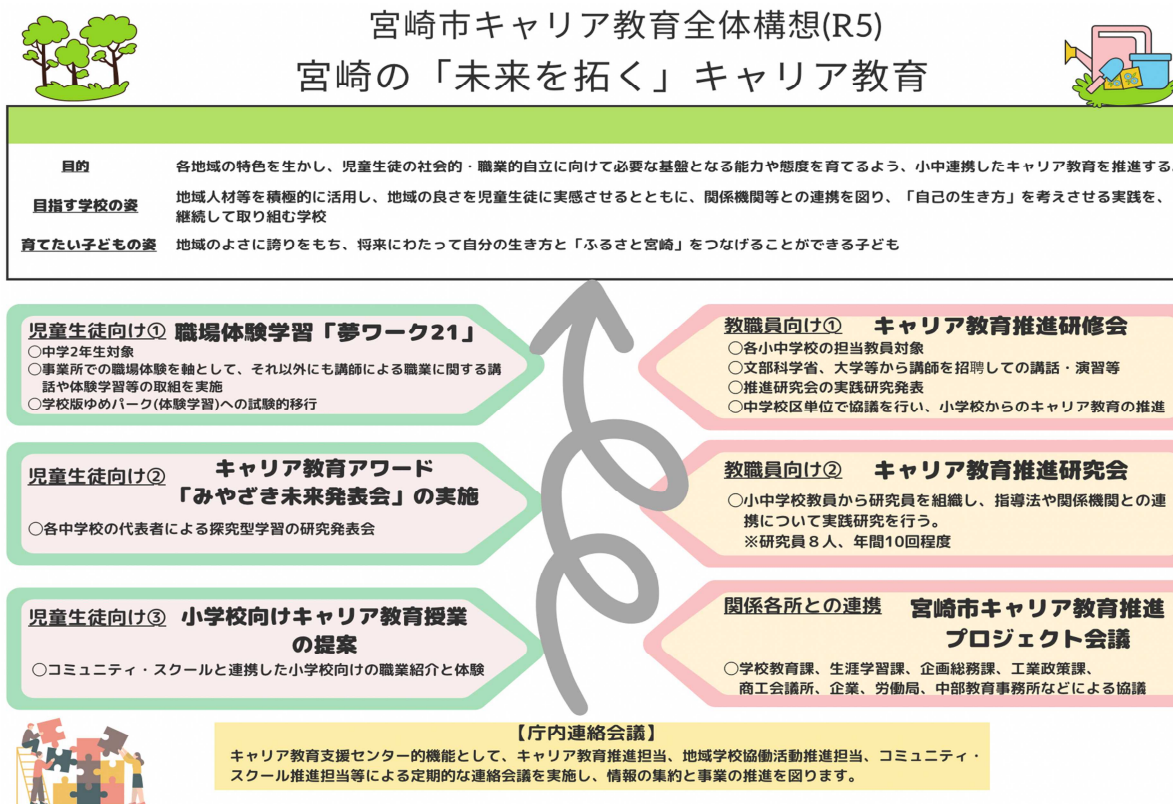
補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等に基づく支援	その他
--------	---------	--------------	-----

◆◆ 「未来を拓く」キャリア教育推進事業 ◆◆

本市の小中学校におけるキャリア教育の授業の中で、出前授業等の協力が可能な企業を必要としています。児童生徒が様々な職業を知り、働く意義を学び体験する内容です。企業の魅力発信も兼ねてCSRの一環として協力して下さる企業と学校の橋渡しを行います。

- ◆ 対象者
 - ・市内に本社または事業所を有する企業
- ◆ 出前授業の内容（例）
 - ・職業人講話(これまでの経歴、仕事のやりがい、大変さ、社会での役割等)
 - ・校内でできる職業の一部の体験(ものづくり、道具や機器の使用体験等)
 - ・課題解決型学習への継続的な協力(企業の方に課題を出していただき、それを児童生徒が解決するための企画やアイデアを企業の方に提案する学習への回答等)

※下の図の“児童生徒向け①「夢ワーク21」講師による職業に関する講話や体験学習等の取組を実施”の部分に当たります。



お問合せ先
 教育委員会 学校教育課 教育指導係
 電話：0985-85-1825 FAX：0985-44-1564
 E-mail：45gakyou@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ 中小企業定例相談事業 ◆◆

宮崎商工会議所が中小企業者を対象に実施する無料定例相談会の弁護士報酬費の一部を補助します。

無料定例相談会概要

◆ 実施主体

宮崎商工会議所

◆ 日時

毎月第2金曜日の午後1時30分～3時30分（2時間）

◆ 相談会場

KITEN ビル7階（宮崎市錦町1-10）

◆ 対象

中小企業者（個人事業主または法人代表者）

◆ 内容

金融、法律上の問題に対し、弁護士、金融機関、商工会議所経営指導員が相談に応じます。

お問合せ先
 観光商工部 産業政策課 産業支援係
 電話：0985-21-1792 FAX：0985-28-6572
 E-mail：17syouko@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ 創業者チャレンジ支援事業補助金 ◆◆

市内全域において創業を予定する者又は創業後3年未満の者のうち一定の要件を満たした者に対し、予算の範囲内において、創業及び事業拡大、二次創業に要する費用（店舗改修費、設備費、広告宣伝費等）の一部を補助します。なお、本事業は「新規創業チャレンジ枠」及び「創業ステップアップ枠」に細分されます。

◆対象者

①新規創業チャレンジ枠

次の要件をすべて満たす者が対象

- ・本店所在地（個人事業者は事務所・事業所）の所在を市内として創業を行う、市内に住民票を有する（又は予定の）者
- ・宮崎市の特典創業支援等事業に位置付けられた支援を受け、又は受ける予定の者
- ・居住地とは別の住所に事業所・事務所を設立する者

②創業ステップアップ枠

次の要件をすべて満たす者が対象

- ・本店所在地（個人事業者は事務所・事業所）の所在を市内として創業を行う、市内に住民票を有する（又は予定の）者又は創業後3年未満の者
- ・宮崎市の特典創業支援等事業に位置付けられた支援を受け、又は受ける予定の者
- ・居住地とは別の住所に事業所・事務所を設立する者
- ・実績報告時まで2名以上雇用する者

◆補助の対象経費となるもの

- ①新規創業チャレンジ枠・・・設備・工事費、賃借料、広告宣伝費、備品購入費
- ②創業ステップアップ枠・・・上記①の内容に加え、人件費

◆補助額

- ①新規創業チャレンジ枠・・・対象経費の1/2（上限15万円）
- ②創業ステップアップ枠・・・対象経費の1/2（上限50万円）

お問合せ先

観光商工部 産業政策課 産業支援係

電話：0985-21-1792 FAX：0985-28-6572

E-mail：17syouko@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ 事業バトンタッチ支援事業 ◆◆

事業承継（M&A）を実施しようとする側及び譲り受ける側双方に対し費用の一部を助成します。

1 引継ぎ準備支援補助金

◆ 対象者

事業承継・M&Aを実施しようとする市内事業者（譲り渡す側）

◆ 補助の対象となるもの

事業承継やM&Aに係る委託料（計画書の作成、譲渡価格の算定など）

◆ 補助額

補助対象となる経費の2/3（上限60万円）

2 引継ぎおめでとう補助金

◆ 対象者

事業承継・M&Aを実施しようとする市内事業者（譲り受ける側）

◆ 補助の対象となるもの

引き継いだ事業にかかる設備工事費や備品購入費など

◆ 補助額

補助対象となる経費の2/3（上限20万円）

お問合せ先

観光商工部 産業政策課 産業支援係

電話：0985-21-1792 FAX：0985-28-6572

E-mail：17syouko@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ 中小企業信用保証料助成事業 ◆◆

中小企業者に対する融資を円滑にし、経営の安定と合理化を図るため、宮崎市中小企業融資制度により融資を受けた宮崎市内の中小企業者に対し、信用保証料を補助します。

◆ 対象者

宮崎市中小企業融資制度により融資を受けた宮崎市内の中小企業者

◆ 補助の対象となるもの

宮崎市中小企業融資制度に係る信用保証料

〈宮崎市中小企業融資制度〉

- ・ 小規模企業者特別融資・一般資金・緊急経営支援資金
- ・ 短期資金
- ・ 創業支援資金・中心市街地活性化特別融資
- ・ 組合事業育成資金

◆ 補助率

年間の平均融資残高に0.4～1.25%を掛けた金額（保証料率相当額、但し1.25%上限）

※宮崎県信用保証協会に対し中小企業者が負担する保証料を一部もしくは全部免除する方式で補助を行うため、市への申請は不要です。

お問合せ先
 観光商工部 産業政策課 産業支援係
 電話：0985-21-1792 FAX：0985-28-6572
 E-mail：17syouko@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

**◆ ◆ 中小企業等経営強化法による償却資産
に係る固定資産税の特例措置 ◆ ◆**

中小企業等が本市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき導入する設備等の固定資産税が3年間軽減されます。ただし、中小企業等が作成した計画を本市が認定した後に導入した設備が対象です。

◆ 先端設備等導入計画について

(1) 計画の概要

①計画期間内（3年～5年）に、②労働生産性を年平均3%以上向上させるため、③先端設備等（新規の減価償却資産（一定の要件あり））を導入する計画を策定し、本市が認定するもの。

(2) 計画の認定を受けられることができる方

中小企業等経営強化法に規定する中小企業等で、かつ、宮崎市に従業者が従事する事業所を有するもの。ただし、固定資産税の軽減特例を利用できるのは、資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等（大企業の子会社を除く。）。

(3) 本市の認定を受けた場合の効果

認定を受けた先端設備等※1の固定資産税を、3年から5年の間1/2から1/3に軽減。

※1 投資利益率が年5%以上の投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

※2 期間や特例率は賃上げ表明や設備取得時期の条件によります。詳細については、お問合せください。

◆ 計画の受付について

(1) 受付期間

令和5年4月1日から令和6年2月28日まで

(2) 受付場所

観光商工部産業政策課（第一宮銀ビル8階）

お問合せ先
 観光商工部 産業政策課 産業支援係
 電話：0985-21-1792 FAX：0985-28-6572
 E-mail：17syouko@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ 認定職業訓練助成事業 ◆◆

宮崎高等技術専門校で行う認定職業訓練（長期課程）を受けさせた事業主に対し、企業者負担金の一部を助成します。

◆対象者

次の（１）～（４）をすべて満たすもの

- （１）宮崎高等技術専門校で行う長期課程の職業訓練を受けさせた事業主
- （２）市内に事業所を有する中小企業者（建設業）
- （３）市税を滞納していないこと
- （４）暴力団関係者がいないこと

◆補助額

宮崎高等技術専門校への企業者負担金から、協力会費を控除した額の２分の１以内

◆申請方法

各年度の訓練課程終了後１０日以内に、補助金交付申請書に必要な書類（事業所の概要書等）を添えて申請をお願いします。

※補助対象事業所には、市から案内いたします。（３月上旬頃）

お問合せ先
 観光商工部 企業立地推進課 雇用対策係
 電話：0985-21-1793 FAX：0985-28-6572
 E-mail：17kigyo@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ にじゅうど 20do 若者ワークライフ推進事業 ◆◆

若者の地元定着や都市部からの人材還流を促進するため、スマートフォンアプリ 20do をプラットフォームとして、宮崎の魅力あるワークライフを効果的に発信し、若者に「宮崎で働く」ことへの意識啓発と移住の動機付けを図ります。

宮崎ではたらく「ひと」や「しごと」について『20do』への掲載企業、及び宮崎ではたらく若者応援企業『20do 企業図鑑』への掲載企業を募集しています。

◆対象者

市内に本社または事業所を有し、市内で就労する人材を募集する事業者

◆費用

掲載にかかる費用は無料です。

※「20do 企業図鑑」への掲載内容の編集等は、各事業者で行っていただきます。

◆アプリ・サイトの内容

・『20do』



・『20do 企業図鑑』



宮崎の「しごと」や活躍する「ひと」、多様な働き方に関する記事や、市政情報を発信しています。



市内 118 社 (R5.3 現在) を掲載。企業の情報や魅力、インターン募集や先輩方の声など、様々な情報を発信しています。

お問合せ先

観光商工部 企業立地推進課 雇用対策係

電話：0985-21-1793 FAX：0985-28-6572

E-mail：17kigy@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	----------------	------------------	-----

◆◆ 若者ステップアップ・定着支援事業 ◆◆

若者の早期離職率が高い状況を解消するため、市内企業に勤める新人・若手社員を対象に、前向きに働くことができるためのスキル向上や社外ネットワークづくりを目的とする研修会を開催します。

また、企業向けに、若者の人材育成に関するセミナーを開催します。

◆対象者

市内に事業所（本店又は支店・営業所）を有する事業者

◆セミナーの概要

- （１）内定者、新人・若手社員向け研修
… 基礎力、スキル向上、フォローアップ研修
- （２）企業（経営者や管理者）向け研修
… 人材育成、人材活用研修

◆参加費

無料

◆その他

20do 企業図鑑に掲載していただいている企業を優先に案内します。

お問合せ先

観光商工部 企業立地推進課 雇用対策係

電話：0985-21-1793 FAX：0985-28-6572

E-mail：17kigy@city.miyazaki.miyazaki.jp

◆◆ 企業における女性活躍推進事業 ◆◆

女性等が働きやすい就労環境の整備を希望する市内企業に、人事コンサルタント等の専門家を派遣し、女性の活躍等に配慮した取組の導入により、雇用の確保につなげます。

◆対象者

市内に事業所（本店又は支店・営業所）を有する事業者

◆概要

(1) 労務管理等セミナー

働き方改革など企業の職場環境を整えるための取組や、様々な認証制度の活用などに関するセミナー

(2) 企業向けコンサルティング

コンサルティングを希望する事業者に対し、ヒアリング、資料確認等により、企業等の労務管理に関する規程の整備状況や労働環境の実情に合った、改善案を作成・提案します。

【実施例・職場環境改善事例】

- ・ 職場環境改善に向けた企業内セミナー（一般事業主行動計画策定に向けて 等）
- ・ 柔軟な働き方ができる環境整備への支援
- ・ 育児期や介護期の社員が安心して働ける職場づくり
- ・ 女性採用に向けた準備、女性のキャリアアップの取組
- ・ ハラスメント等のトラブル防止
- ・ テレワーク導入に向けた取組 等

◆参加費：無料

◆その他

参加していただいた事業者には、受講後・実施後のアンケート調査を行います。

お問合せ先

観光商工部 企業立地推進課 雇用対策係

電話：0985-21-1793 FAX：0985-28-6572

E-mail：17kigyocity.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ みやざきデジタル人材育成草の根支援事業 ◆◆

本市のIT産業を担う若手人材の育成および本市IT企業への就職促進を図るため、豊富な知識や技術を有する本市IT企業と教育機関（大学、専門学校、高校）が連携して実施する、実践的なITスキル等を習得するための取組にかかる経費の一部を助成します。

◆対象者

次の（１）～（３）をすべて満たす法人、団体または個人事業主

- （１）市内に事業所（本店又は支店・営業所）を有するIT企業または教育機関
- （２）市税を滞納していないこと
- （３）法人等では役員等（個人ではその者）に暴力団関係者がいないこと

◆補助の対象となるもの

本市IT企業と教育機関が連携し、教育機関に在籍する学生に対し、実践的なITスキル^{（※）}等を習得させるための授業等の取組。

なお、授業等の取組は、10日以上または合計15時間以上を要件とします。

※ITスキル：プログラミング、動画制作、Webデザイン、マーケティング等
デジタル人材育成に必要な技術

◆補助額

補助対象となる取組に対する経費の3分の2以内（上限50万円）

※補助対象経費は、消費税を除いた額とし、1,000円未満は切り捨てとします。

お問合せ先
 観光商工部 企業立地推進課 雇用対策係
 電話：0985-21-1793 FAX：0985-28-6572
 E-mail：17kigyo@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

**◆◆企業成長のための人材育成支援事業
(中小企業大学校派遣補助金) ◆◆**

市内の製造業を営む中小企業者が役員又は従業員を中小企業大学校で実施される研修に派遣する際の受講料の一部を補助します。

◆ **補助対象者**

次の①～③を全て満たす者

- ①宮崎市に主たる事業所を有する製造業を営む中小企業者（個人事業を除く）
- ②市税を完納していること
- ③暴力団関係者がいないこと など

◆ **補助対象事業**

次の条件①～②を全て満たす事業

- ①宮崎市に勤務する役員又は従業員を中小企業大学校人吉校が実施する研修に派遣する事業
- ②研修受講料全額を補助対象者が負担する事業

◆ **補助対象経費**

研修受講料（消費税等を除く）

◆ **補助額**

補助率：補助対象経費の3分の2

限度額：1事業者につき年間10万円

◆ **申請回数**

限度額の範囲内で複数回の申請が可能

お問合せ先
 観光商工部 企業立地推進課 雇用対策係
 電話：0985-21-1793 FAX：0985-28-6572
 E-mail：17kigyo@city.miyazaki.miyazaki.jp

◆◆ バングラデシュ IT 技術者雇用促進事業 ◆◆

市内企業の事業拡大や新たな企業の立地を促進し、良質な雇用の場を創出するため、企業が以下に定める IT 技術者を雇用した場合に人材紹介手数料の一部を補助します。

また、同 IT 技術者の本市定着を図るため、日本での生活支援や地域交流に資するセミナーやイベント等を実施します。

◆ 対象となる IT 技術者

宮崎大学が JICA から事業継承して実施している、外国人 ICT 技術者人材育成プログラムの Basic Course (バングラデシュ現地での日本語教育) 及び (Advanced Course (宮崎大学での留学受け入れ及び本市企業へのインターンシップ) を修了したバングラデシュ ICT 技術者 (以下、バングラデシュ IT 技術者)

◆ 対象企業

バングラデシュ IT 技術者を雇用した事業者のうち、次の (1) ~ (3) のいずれかを満たす事業者が対象

- (1) 宮崎市企業立地の促進等に関する条例に基づく指定事業者
- (2) 宮崎市まちなか商業業務集積事業実施要綱に基づく指定事業者
- (3) 本市において 3 年以上の事業実績を有する事業者

◆ 補助額

○ 紹介手数料補助金

人材紹介会社に支払った紹介手数料の 1 人当たり 1/2 (上限 67 万 5 千円) を補助

◆ バングラデシュ IT 技術者活躍支援

日本での生活支援や地域交流に資するセミナーやイベント等を実施

お問合せ先

観光商工部 企業立地推進課 雇用対策係

電話 : 0985-21-1793 FAX : 0985-28-6572

E-mail : 17kigyo@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ 企業立地奨励金交付事業 ◆◆

事業所の新設・増設・移設の際、事前に宮崎市の立地指定を受けた後、新規雇用者数や投資額の交付要件に該当した場合に対応した助成金を支給します。
 ※年度途中で助成内容が変更される場合があるため、助成金の交付を予定している事業者様については、事前にお問合せください。

- ◇ 対象事業の種類（交付要件）
 - ・ 物品の製造（投資額 1 億円以上）※大型案件は別途区分あり
 - ・ 情報通信等（助成対象雇用者数 6 人以上）
 - ・ 流通関連業（投資額 1 億円以上）
 - ・ レクリエーション（助成対象雇用者数 30 人以上または投資額 10 億円以上）

- ◆ 立地企業助成金（大型案件は別途区分あり。）
 - ・ 全ての業種：助成対象雇用者一人あたり 50 万円を助成
 （以下の要件を 1 つでも満たさない場合は 10 万円）
 - ①無期雇用
 - ②健康保険加入かつ標準報酬月額 17 万 5 千円以上
 - ③厚生年金保険加入
 - ・ 物品の製造：投資額に対して 10%を助成
 - ・ 流通関連業：投資額に対して 3%を助成
 - ・ レクレーション：投資額に対して 2%を助成

- ◆ オフィス等賃借助成金（情報通信等のみ）
 - ・ 事業所等の賃借に要する費用の一部（一月あたり 2 分の 1 以内 100 万円まで、24 ヶ月以内を限度）を助成

- ◆ テレワーク事業者助成金（情報通信等のみ）
 - ・ 宮崎県内に事業所を設置していない事業者が、宮崎市民をテレワークの勤務形態で 6 名以上雇用する場合、テレワーク勤務者一人あたり 50 万円を助成。
 （立地助成金と同様、要件を 1 つでも満たさない場合は 10 万円）

お問合せ先

観光商工部 企業立地推進課 誘致推進係
 電話：0985-21-1793 FAX：0985-28-6572
 E-mail：17kigy@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆ 地域未来投資促進法に基づいて設置される
適用対象施設に係る固定資産税の課税免除 ◆◆

宮崎県に対して、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく基本計画に沿った地域経済牽引事業計画申請を行い、承認を受けた場合、対象資産の固定資産税を3年間軽減します。

※年度の途中で制度内容が変更される可能性があるため、課税免除の適用を予定されている事業者様については、事前にご相談ください。

◆ 対象者

宮崎県に対して「地域経済牽引事業計画」を申請し、承認を受け、国の確認を受けた事業者で、条例で定める期間内に家屋若しくは構築物を設置した事業者

◆ 対象資産

- ・ 計画に従って設置した家屋若しくは構築物（事務所等は除く）
- ・ 計画承認日以後に取得し、かつ、取得の翌日から1年以内に当該家屋若しくは構築物の建設の着手のあった土地

◆ 課税免除期間

当該資産の供用を開始した翌年度から3年間、固定資産税を免除します。

【 備考 】

宮崎県及び県内26市町村では、地域未来投資促進法に基づく基本計画を策定しており、この基本計画に沿った地域経済牽引事業計画（地域未来投資促進法に基づく支援措置の活用を希望する事業者が策定する計画）を、事業者が県に提出し承認を受けることにより、課税の特例などの支援措置を受けることができます。

お問合せ先

観光商工部 企業立地推進課 誘致推進係

電話：0985-21-1793 FAX：0985-28-6572

E-mail：17kigyo@city.miyazaki.miyazaki.jp

補助金・出資	セミナー・研修	法律・条令等 に基づく支援	その他
--------	---------	------------------	-----

◆◆地方での本社機能の移転・拡充に係る固定資産税の不均一課税◆◆

企業等の事業者が東京 23 区にある本社機能の地方移転や、地方にある本社機能の拡充等を行う場合に、対象資産の固定資産税の税率を、3 年間軽減します。

◆ 対象者

宮崎県に対して「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を申請し、認定を受けた事業者で、宮崎市において下記の事業を行う場合

- ①移転型事業…東京 23 区にある本社機能を、地方自治体があらかじめ設定した地域に移転し、本社機能を有する「事務所」や「研究所」等を整備する事業
- ②拡充型事業…地方にある本社機能を拡充し、地方自治体があらかじめ設定した地域で本社機能を有する「事務所」「研究所」等を整備する事業

◆ 対象資産

- ・計画認定日から 3 年以内に新設した当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産
- ・取得の翌日から 1 年以内に当該家屋又は構築物の建設の着手のあった土地

◆ 軽減税率及び期間

当該固定資産に対して、3 年間、下記の税率とします（通常税率 1.4%）

事業	年度	税率 (%)	通常の税率に対する割合
移転型事業	初年度	0.14	1 / 10
	第 2 年度	0.35	1 / 4
	第 3 年度	0.7	2 / 4
拡充型事業	初年度	0.14	1 / 10
	第 2 年度	0.467	1 / 3
	第 3 年度	0.933	2 / 3

お問合せ先

観光商工部 企業立地推進課 誘致推進係
 電話：0985-21-1793 FAX：0985-28-6572
 E-mail：17kigyo@city.miyazaki.miyazaki.jp

宮崎市が行う企業支援制度集 2023

令和5年5月作成

宮崎市 観光商工部 産業政策課

〒880-8505

宮崎県宮崎市橘通西1丁目1番1号

電話 0985-21-1792

FAX 0985-28-6572

E-mail 17syouko@city.miyazaki.miyazaki.jp